

令和元年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

香 川 県 ・ 香川労働局

令和元年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1. 働き方改革の実現	1
2. 賃金引上げに向けた生産性向上等の支援等	4
3. 人材確保支援の推進、地域雇用対策の推進	5
4. 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等	9
5. 女性の活躍推進等	12
6. 高年齢者の就労支援・環境整備	14
7. 障害者の活躍促進、治療と仕事の両立支援	16
8. 生活困窮者等の活躍促進	20
9. 外国人材受入れの環境整備等	21

【特別連携事業】

- ・香川県就職・移住支援センターでの就労支援
- ・香川県就職・移住支援センターの職員の資質向上

前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、令和元年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】＝新規・重点施策

1. 働き方改革の実現

(1) 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

内容：働き方改革関連法の施行に向け、中小企業・小規模事業者等が円滑に対応できるよう、働き方改革の趣旨や働き方改革関連法の内容について浸透させるとともに、中小企業・小規模事業者等が自社の労務管理改善に向けた具体的な取組を行うことができるよう、相談・支援体制を整備する。

香川労働局が実施する業務

- 働き方改革関連法が順次適用されることを踏まえ、香川県と連携し事業主等に対して法制度の周知を図る。
- 働き方改革の実行に向けて設置した、「香川働き方改革推進支援センター」において、中小企業・小規模事業者等を中心に支援を実施する。
- 香川県と連携し、香川働き方改革推進会議を引き続き開催し、中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援するための効果的な取組を行う。

香川県が実施する業務

- 県内企業等における働き方改革を支援するため、アドバイザーの派遣等の事業を実施する。
- 柔軟な働き方や、労働環境の整備等の働き方改革の推進に必要な設備整備を行う中小企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対して助成金を支給する事業を実施する。
- 中小企業等を対象に働き方改革関連法の制度を周知する事業を労働局と連携し実施する。【★】

(2) 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備

内容：「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得など、働き方改革の趣旨や内容について周知を図る。

また、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づく対策を着実に実行し、香川県をはじめ地方公共団体との連携・協力を図りながら啓発等を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、啓発事業等を実施する際には香川県に協力を依頼し、協働で事業を実施する。

香川県が実施する業務

- 県内企業等における働き方改革を支援するため、アドバイザーの派遣等の事業を実施する。
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

(3) 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保

内容：働き方改革関連法の成立を受け、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を解消することにより、同一労働同一賃金の実現を図るため、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、労使双方への丁寧な周知及び事業主へのきめ細やかな支援を行う。

また、改正労働契約法に基づく無期転換ルールにより、平成30年4月以降、無期労働契約の転換の申込権が発生しており、転換を行う労働者が出てくることを踏まえて、労使双方への周知徹底を行い、無期転換ルールの円滑な運用を図る。

香川労働局が実施する業務

- パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、香川県と連携して法律の趣旨・内容の周知を図る。
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の均等・均衡待遇に取り組む事業主に対して、「香川働き方改革推進支援センター」において、きめ細かい相談支援を行うとともに、職務分析・職務評価の導入支援、助成金の活用促進等により雇用管理改善の取組を促進する。
- 「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」の進捗状況及び取組実績の把握、公表を行う。
- 香川県と連携しながら、労使双方に対し、無期転換ルールの周知啓発及び多様な正社員制度の普及を図る。

香川県が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、労働局と連携して、県内経済団体への要請や広報等に努める。
- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。
- パートタイム労働法について、労働局と協力し、周知の徹底を図る。

(4) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

内容:柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けて、平成 29 年度に刷新された「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」、平成 29 年度に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、様々な機会を通じて周知を行う必要がある。

「働き方改革実行計画」に基づき、テレワークの推進など、柔軟な働き方がしやすい環境整備について周知を図る。

香川労働局が実施する業務

- 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について香川県と連携し、周知を行う。

香川県が実施する業務

- 柔軟な働き方や、労働環境の整備等の働き方改革の推進に必要な設備整備を行う中小企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対して助成金を支給する事業を実施する。
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

2. 賃金引上げに向けた生産性向上等の支援等

(1) 最低賃金や賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援等

内容：労働力人口の減少が見込まれる中で、経済成長を図っていくためには、企業の生産性向上の実現を後押しする仕組みを構築していく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 最低賃金や賃金の引き上げに向けた生産性向上等の支援を目的とした各種の労働関係助成金について、香川県や事業主団体と連携しながら、事業主に対して積極的に周知を行い、当該助成金の利用を促進する。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携して、厚生労働省が所管する労働関係助成金の積極的な周知を行い、助成金制度の円滑な活用を促進する。
- 最低賃金の改定について、県及び市町村等のHPや広報紙へ改定額の広報記事の掲載を行う。

(2) 生産性向上に資する人材育成の強化

内容：産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、労働者の能力開発が一層重要となる中、中小企業等の労働者一人一人の生産性を向上させていく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 中小企業等の生産性向上に資する人材育成を支援する拠点として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部（以下「機構」という。）に設置された「生産性向上人材育成支援センター」が実施する生産性向上支援訓練等の各種支援メニューを関係機関と連携し、広く事業主等へ周知することにより、円滑な活用促進に取り組む。
- これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とし、正社員就職を目指すために拡充された「長期高度人材育成コース（委託訓練）」の実施について、県と連携し積極的な周知を行うなど活用促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

3. 人材確保支援の推進、地域雇用対策の推進

(1) 人材確保支援の総合的な推進

内容：人材不足分野等における事業主の採用活動に対する支援を行うほか、事業主が労働者の募集と職場定着を図るよう、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の勧奨を行う。また、人手不足である福祉分野等における人材確保・定着及び育成に向けて、関係機関と連携して取り組む。

[目 標]

人材不足分野（福祉・建設・警備・運輸等）への就職件数について
3, 597件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 福祉（介護、医療、保育等）、建設、警備、運輸等人材不足分野における人材確保に向けて、ハローワーク高松に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に関係機関と連携し、雇用管理改善及び求人・求職のマッチング強化を図る。
- 民間企業等への委託も活用しながら、現在ハローワークを利用していない若者等に対し、仕事に興味・関心を持たせ、中小企業や業界の魅力を伝えるイベント等を開催し、ハローワークへの取り込みを行う取組を実施する。
- 雇用管理改善、生産性向上等に取り組む事業主等に対して、香川県と連携して、人材確保等支援助成金の周知・活用促進を図る。
- 人材不足分野における、雇用実態やニーズの把握とともに、ハローワークによる人材確保に係る好事例の収集を行い、これらに基づき適切な人材確保に係る支援施策を実施する。

香川県が実施する業務

- 人材不足分野等における人材確保対策として、労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターは、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を香川労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的かつ継続的に取り組む勤務環境改善活動に対し、総合的に支援する。
- 建設分野では、建設産業団体、教育・職業訓練機関、行政の取組みを取りまとめた「建設産業における人材の確保・育成に向けた取組指針」に基づき、各機関と連携を図りながら人材の確保・育成に取り組む。

- 人材不足分野における再就職支援を強化するために、離職者を対象としたハロートレーニング（公的職業訓練）を、労働局と連携して引き続き実施する。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、人材不足である建設関係について、今年度これを特定分野として人材確保を図る。

（２）地方公共団体等と連携した地域雇用対策の推進

内容：県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、雇用や住まいなど、移住の受け皿に関する総合的な環境整備や移住希望者向けの情報提供に取り組むとともに、奨学金の活用などにより、若者の地元定着・U J I ターンを図り、移住・定住を促進する。

[目 標]

- 年間の移住に関する相談件数について **3,780件** を目指す。
（『平成32年度末までの5年間の目標18,900件』から、年間目標を算出）
- 年間の県外からの移住者数について **900人** を目指す。
（『平成32年度末までの5年間の目標4,500人』から、年間目標を算出）

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する「移住・交流フェア」等の地方就職イベントに、香川労働局とハローワークが積極的に参加・協力する。
- 香川県が行う「移住・定住」に関する各種施策における雇用対策関係について、積極的に協力する。
- 地域における課題を香川県と情報共有するとともに、就職面接会の合同開催や移住支援に対して連携・協力を行う。
- 新・せとうち田園都市創造計画の推進に当たって、香川県への必要な情報提供を始めとして、積極的な連携・協力を行う。

香川県が実施する業務

- 市町と連携した大都市圏での移住フェア等の開催、かがわ暮らしの魅力や空き家バンクの紹介など情報発信、移住・交流コーディネーターによる相談対応、家賃助成など各種助成事業等を引き続き実施する。
若者の県内定着、Uターン就職等を促進するため、大学等に進学した学生等で希望された方に対し、在学中、県内企業の情報等を紹介する冊子の送付に加え、県内外の若者をターゲットとした、インターネット広告や漫画を活用した情報発信等に新たに取り組む。

- 県外大学生のU J I ターン就職を支援するための就職支援セミナーや合同就職説明会を開催するほか、U J I ターンを希望する県外在住求職者に対する人材採用コーディネーター等による就職支援サイトを活用したきめ細やかなマッチング支援や転職相談フェアなどを実施。
- 新・せとうち田園都市創造計画として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、労働局と連携・協力して行う。

(3) 地域のニーズを捉えた能力開発の推進

内容：地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握・共有して、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者へのきめ細かな就職支援を行う。また、ハロートレーニング（公的職業訓練）の効果的な訓練コースの設定に取り組む。

[目 標]

求職者支援訓練 職業訓練の修了3か月後の雇用保険適用就職率について、基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

[目 標]

- 公共職業訓練施設内訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、80%以上
- 公共職業訓練委託訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、75%以上

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク等において把握した地域の人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 香川地域訓練協議会を主催し、香川県と連携し、地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえたハロートレーニング（公的職業訓練）の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。
- 訓練受講者に対して訓練受講の早い段階から支援を実施するとともに、香川県等から提供される「就職状況確認票」を活用して、訓練修了者に対して担当者制等によるきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練実施機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施すること等により、早期再就職を支援する。
- 香川県や機構と連携し、産官学による地域コンソーシアムのノウハウ等を活用した、新たな職業訓練コースの実施・検証を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局が主催する香川地域訓練協議会に参画し、公共職業訓練（委託訓練）と求職者支援訓練の設定地域、開講時期等の調整を行い、また、労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。
- 労働局に対して訓練受講後の「就職状況確認票」を提供するとともに、公共職業安定所から提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(4) 「かがわインターンシップ推進協議会」で運営される、インターンシップの推進を図る

内容：県外の大学等へ進学した学生の地元還流や地元在住学生の地元定着を促進するため、県内企業の情報発信・魅力発信に資するインターンシップ事業を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、香川県との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、労働局との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

4. 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

(1) 新卒者等への正社員就職の支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

[目 標]

大卒等向け就職面接会「かがわーくフェア」を3回、「高校生就職面談会」を1回開催する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、ユースエール認定企業の更なる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川県等と連携して、県内経済四団体に対して地域限定正社員制度や通年採用の積極的な導入及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川県等関係機関が参集する香川新卒者等人材確保推進本部を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を強化する。
- 『青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）』に基づき、職場情報の提供及び求人不受理、ユースエール認定制度等の取組を促進し、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 香川県の就職と移住の一元化窓口である「香川県就職・移住支援センター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU I Jターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU I Jターン就職を支援する。
- 学卒全員正社員就職に向け、学校等と連携を強化し、就職活動が困難な学生や地方就職等の多様なニーズを持つ学生を早期に把握することにより、新卒応援ハローワークに適切に誘導し、新卒者の希望にマッチした求人確保や人手不足業種などの企業と学生とのマッチングなどにより、就職支援を強化する。

香川県が実施する業務

- 「香川県就職・移住支援センター」を、就職支援窓口の核として設置し、香川労働局等関係機関と連携して新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催するなど、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、労働局と連携して、ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、労働局等関係機関と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 労働局が開催する香川新卒者等人材確保推進本部の構成員となり、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、平成27年10月から順次施行された「若者雇用促進法」の円滑な施行を図り、香川労働局等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 就職活動前の早い段階から、若者に県内就職という選択肢を意識づけるため、高校や大学等におけるキャリア教育を推進する。
- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。

(2) フリーター等の正社員就職の支援

内容：香川県等関係機関と連携し、若年失業者やフリーター等の若者が安定した雇用に就けるよう、正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

[目 標]

フリーター等の正規雇用就職者数 1,948人以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター等の若者に対して、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。また、ハローワークに設置しているわかもの支援窓口等にお

いて担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、実践的スキルの付与が必要とみられる者については公的職業訓練への積極的な誘導を行う。

- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために若年者就業支援センターを民間委託により設置し、香川県、学校、県内企業等との幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進するとともに、早期離職防止対策として職場定着を支援する若年者地域連携事業に取り組む。

香川県が実施する業務

- 労働局及び若年者就業支援センター等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。

(3) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進

内容：ニートの支援拠点である地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、香川県と協働し、ハローワークと連携しつつ、職業的自立に向けた専門的な相談、中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。

また、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を実施する。

[目 標]

サポステ利用者の新規登録者数 180人以上、就職者数 108人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関との連携のもと、サポステ事業について積極的に周知を行うとともに、ハローワーク利用者のうちサポステの支援が必要と思われる者については、適切にサポステへ誘導するとともに、サポステ利用者に対して就労支援を行う。
- 香川県、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ若者自立支援及び生活・就労総合相談支援ネットワーク連絡会議」で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

- 発見誘導コーディネーターを配置し、サポステに登録する必要がある対象者の掘り起しを行う。

5. 女性の活躍推進等

(1) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

内容：子育て等により離職した女性に対し、職業能力開発の機会を提供することにより再就職を支援する。

香川労働局が実施する業務

- 関係機関と連携し「託児サービス付き訓練」の設定促進を行う。
- 子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供等を引き続き推進する。

香川県が実施する業務

- 託児サービス付き職業訓練コース（委託訓練）を開設し、職業能力開発機会を提供する。

(2) 女性活躍推進法に基づく取組の推進等

内容：女性の活躍や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体と連携して取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知徹底を図るとともに、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業に対する行動計画の策定支援を香川県と連携して行う。また、両立支援助成金（女性活躍加速化コース）や「女性の活躍企業データベース」、えるぼし認定制度等について、香川県と連携した広報活動や情報提供等により企業における女性活躍推進を図る。
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントのない職場環境を整備するため、香川県と連携し、職場環境におけるハラスメント防止対策に関する総合的・一体的な周知・広報に取り組む。

- 介護に直面した労働者に対し介護休業に関する情報が提供されるよう、香川県や地域包括支援センター等と連携し、介護休業制度の周知・広報に取り組む。
- 働きながら安心して育児や介護を行うことができる職場環境を整備するため、香川県と連携し、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への各種助成金やくるみん認定及びプラチナくるみん認定制度の周知を行い、事業主の取組を促進する。

香川県が実施する業務

- かがわ働く女性活躍推進計画に基づく各種施策を実施するとともに、香川労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を実施する。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。
- 中小企業を対象とした女性活躍推進法や次世代法に基づく一般事業主行動計画策定等の働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、香川労働局と連携して行う。

(3) 女性の再就職支援の一層の推進

内容：子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親に対して、就労準備のための支援事業を香川県と労働局が一体的に実施し、就職につなげていく。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）において、子育てしながら働くことを希望する女性やひとり親に対して再就職支援セミナーや職業相談、職業紹介等の支援を実施する。また、ハロートレーニング（公的職業訓練）において、託児サービス付き訓練への誘導等も積極的に実施する。
- 香川県が実施する出張相談会において、職業相談等の支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、平成31年度に開設した「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」に相談員を常駐させ、相談支援、職場実習等を通して就労意欲を喚起するとともに、子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等については、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、保育所情報の提供等を行い、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。【★】
- 働きたい女性に対する出張相談会を開催する。

6. 高齢者の就労支援・環境整備

(1) マッチングによるキャリアチェンジの促進

内容：高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の強化を図る。

[目 標]

生涯現役支援窓口の就職件数について、 226件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 高松、丸亀及び観音寺各ハローワークに設置している高齢者に対する生涯現役支援窓口において、職業生活の再設計に係る支援や一般の職業紹介窓口による就職支援のみでは就労が難しい高齢求職者を支援対象者としてチーム支援を実施し、特に65歳以上の高齢求職者に対する就職支援を強化する。

香川県が実施する業務

- 平成31年度に開設した「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」などに就労相談のある高齢求職者について、ハローワークに設置されている生涯現役支援窓口等と連携し、再就職支援を強化する。【★】

(2) 継続雇用延長等に向けた環境整備

内容：少子高齢化が急速に進展する中、高齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、機構等と連携し生涯現役社会の実現の必要性等について周知を図る。
- 65歳以上への定年引上げや66歳以上の継続雇用制度の導入を行う企業を支援する「65歳超雇用推進助成金」の周知を行い、利用の促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(3) 地域における多様な就業機会の確保

内容：企業を退職した高齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくことが重要となっている。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、香川県シルバー人材センター連合会を構成員に含む香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催する。
- 香川県が開催する「就労啓発事業」に対して、連携・協力を行う。
- 香川県をはじめとする高齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置等を推進し、地域の高齢者の就業促進に向けて連携強化等を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局が開催する香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画する。
- 労働局と連携して、高齢者対象の「就労啓発セミナー」を開催し、高齢者の再就職の促進を図る。

7. 障害者の活躍促進、治療と仕事の両立支援

(1) 公務部門における障害者雇用の推進

内容：公務部門における障害者雇用に関する基本方針に基づき、各府省や地方公共団体が法定雇用率を速やかに達成するために必要な支援を実施する。

このため、各府省等向けのセミナー、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等の開催により、障害者雇用に関する理解を促進する。ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターを活用し、各府省等における障害者の雇用の促進や雇用された障害者の職場における定着を図る。県は、障害者雇用施策全体を図る責務があるだけでなく、自ら率先垂範して障害者雇用を進める責務があり、民間より高い水準で法定雇用率が設定されるなど積極的な取組みが求められている。

香川労働局が実施する業務

- 障害者雇用に関する理解促進に向けたセミナーや障害者と共に働くために必要な配慮等を身に付ける精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を積極的に開催する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を開催する。

香川県が実施する業務

- 採用選考試験等の実施により、県における障害者雇用の機会を十分に確保し、障害者の適性に応じて、職場でその能力を十分に発揮することができるよう取り組む。

(2) 法定雇用率の引上げに対応した中小企業に対する支援の推進

内容：平成30年4月1日から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が引上げられたことから、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する。

香川労働局が実施する業務

- 平成30年4月1日より法定雇用率が引上げられたことに伴い新たに障害者雇用義務が生じる事業主等に対して、周知啓発に努めるとともに雇用管理に関する事例の提供や雇用率達成指導を香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。

香川県が実施する業務

- 障害者が持てる能力を発揮しながら働くことができるよう、県内企業の障害者雇用に対する理解を深めるための「障害者就職支援事業」を実施する。

(3) 多様な障害特性に対応した就労支援の強化

内容：精神障害者、発達障害者及び難病患者の新規求職申込件数及び就職件数が大幅に増加していることを踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病といった多様な障害特性や本人の希望に対応し、よりきめ細かな就労支援を実施する。

[目 標]

障害者の就職件数は、 802件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会に出席し、香川県が委託実施する発達障害者支援センター「アルプスカがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する香川県障害者施策推進協議会に出席し、かがわ障害者プランの施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。
- 香川県（県教委）と共同で、特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し、実習期間中や就職後の定着支援について、ハローワークを中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- ハローワークの担当者が「かがわ総合リハビリテーションセンター」に向き、出張相談を行う。より深い支援を行うため、センター関係者との連携を図り就職支援に努める。

- 香川県と連携して、広く一般労働者を対象に職場において精神・発達障害者を支援する応援者となる精神・発達障害者しごとサポーターを養成し障害者を支援する環境づくりに取り組む。

香川県が実施する業務

- 労働局等関係機関で構成する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会を主催し、労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 労働局等関係機関で構成する香川県障害者施策推進協議会等を主催し、香川労働局との連携のもと、「第5期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。
- 香川県は、「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、香川労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川労働局及びハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が障害者就業・生活支援センターに委託実施する障害者短期職場実習制度、香川労働局が実施する障害者職場実習制度並びに実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。
- 労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- 労働局とかがわ総合リハビリテーションセンター内の関係機関が連携した相談体制の確立と広報を行う。
- 障害者の一般就労に係る県内企業と障害者双方の不安を解消するため、短期職場実習を障害者就業・生活支援センター（県内4か所）に委託して実施する。

(4) 障害者の職業能力開発の推進

内容：労働局は香川県と連携し、障害特性を考慮した障害者委託訓練を含め効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や雇用率達成指導において把握した職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報の提供を行う。

[目 標]

障害者委託訓練の開始件数、 20件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所の選定等を行い、訓練効果と就労促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

(5) 治療と仕事の両立支援

内容：がん、肝炎、糖尿病その他難病等（本項において「がん等」という。）の疾病により長期にわたる治療を受けながら就職を希望される方に対する、就労支援を推進していく。がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を引き続き実施する。

香川労働局が実施する業務

- 局は「地域両立支援推進チーム」を活用し、香川県等と連携を図りながら、治療と仕事の両立支援の取組を推進していく。
- 香川県やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

香川県が実施する業務

- 労働局が行うがん等の疾病による長期療養が必要な求職者について就職支援の連携や、事業主の理解を促進する取組の支援を行う。

8. 生活困窮者等の活躍促進

(1) 生活困窮者の就労支援

内容：労働局と香川県との香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会及びハローワークと地方自治体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

[目 標]

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者数 510人以上、就職者数 342人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ハローワークによる香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を行う。
- ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等を雇用したことがない事業主など従前からの雇用主以外での求人開拓を進めて、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する等により生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

香川県が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会に参画し、労働局と締結した協定に基づき、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 管内福祉事務所のほか地方自治体にハローワークによる出張相談を積極的に周知するとともに、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援を行う。
- 地方自治体とハローワークが一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

9. 外国人材受入れの環境整備等

(1) 特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理の確保等【★】

内容:外国人が安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するために、事業主に対して外国人材の雇用管理改善に向けた助言・指導等を行う。
また、労働局と県が連携し、住環境や行政サービスの紹介等に関する情報を提供できるようにする。

香川労働局が実施する業務

- 地域における安定した就労を促進するために、事業主に対して雇用管理改善に向けた周知・啓発の取組みを行う。【★】
- ハローワークに外国人が来訪した場合には、通訳員や「多言語コンタクトセンター」の電話通訳の活用により、外国人と地域の企業等とのマッチング支援を行う。
- 適切な事業主訪問計画のもと、雇用管理改善指導等を行う。

香川県が実施する業務

- 技能実習生に対して、香川県の文化、風俗習慣、交通マナーやごみの出し方などの生活ルールを紹介する出前講座を行い、日常生活面での支援を図る。
- 外国人労働者や外国人労働者を受け入れる県内企業が抱える諸問題に関する相談を総合的に受け付ける窓口「外国人労働人材関係相談窓口」を設置するとともに、外国人材の雇用に係る企業向けのガイドブックを作成・配布する。【★】

(2) 外国人留学生、定住外国人等の就職支援【★】

内容:労働局と香川県及び関係機関が連携して、留学生に対する就職支援の取組を強化し、技能実習生を始めとした外国人の雇用管理改善の取組を推進する。

[目 標]

外国人雇用事業所への訪問指導件数について、 135件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 技能実習生等、在留資格の範囲内で就労する外国人労働者及び外国人造船就労者受入事業に基づく外国人造船就労者について、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出制度の徹底を図り外国人指針に基づき事業主に対する雇用管理の改善に係る指導を行う。
- 留学生に対する就職支援の取組強化について、高松新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを設置し、留学生と企業とのマッチングを推進するとともに、地元企業への就職と広域的な就職支援という観点から、大学等とハローワーク及び香川県と連携して効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。【★】

香川県が実施する業務

- 外国人留学生の県内への受入れを促進し、県内就職をサポートするため、企業説明会や交流会などを開催する。
- 県内の留学生受入教育機関による、本県での就職を希望する外国人留学生を県内に呼び込み、就職につなげるための取組みに対し、支援を行う。
- 県内企業における外国人材の活用のための講演会を開催する。【★】

(3) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

内容：「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき、外国人技能実習機構、関係省庁及び県と連携を図り法律の円滑な推進を図る。

香川労働局が実施する業務

- 外国人技能実習機構、関係省庁及び県と情報共有を行い、連携を図る。
- 香川県及び外国人技能実習機構等の外国人技能実習制度に関する機関により地域協議会を開催し、相互に連携を図り、課題や情報を共有して適正な実施を促進する。
- 監理団体からの通報、技能実習生からの相談、申告等があった場合、外国人技能実習機構等の関係機関と連携して、技能実習の適正化と技能実習生の保護のため立入検査を含む指導援助を実施する。

香川県が実施する業務

- 外国人技能実習機構及び労働局を含む関係省庁と情報共有を行い、連携を図る。

○外国人技能実習制度の適正な運用を図り、企業の円滑な実習生の受入れを支援するとともに、監理団体や受入企業が、制度の拡充の恩恵を受けることができるよう体制整備等を促すための支援を行う。

【特別連携事業】

(1) 香川県就職・移住支援センターでの就労支援

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、県と国との相乗効果により、一層、県内雇用環境が向上されるように、これまでより更に連携を強化し、各種就労支援策を講じる。

香川労働局が実施する業務

- 労働局及びハローワークは、香川県と密接に連携して、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために、それぞれの役割機能の向上を図る。
- 香川県に、ハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を行う。
- 地域における大量雇用変動等に対しては、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センター等において、オンライン提供されたハローワークの求人・求職情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び労働局への情報提供を行う。

(2) 香川県就職・移住支援センターの職員の資質向上

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、新たに配置する職員等には、職業紹介等の研修を受講させるほか、各種講習やセミナー等にも参加させ、資質向上を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が実施する香川県就職・移住支援センターの研修等に、労働局職員を派遣し、職業紹介等に係る研修を実施する。
- 労働局が実施する職員研修等に、香川県就職・移住支援センター職員を受講させる。

香川県が実施する業務

- 香川県の研修に、労働局へ講師派遣を依頼する。
- 労働局が実施する職員研修等へ、香川県就職・移住支援センター職員を受講させる。